

「健全化判断比率」で見る町財政の現状

平成19年6月に、財政悪化が進む地方公共団体の早期健全化と財政の再生などを目的とする「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」）」が成立しました。

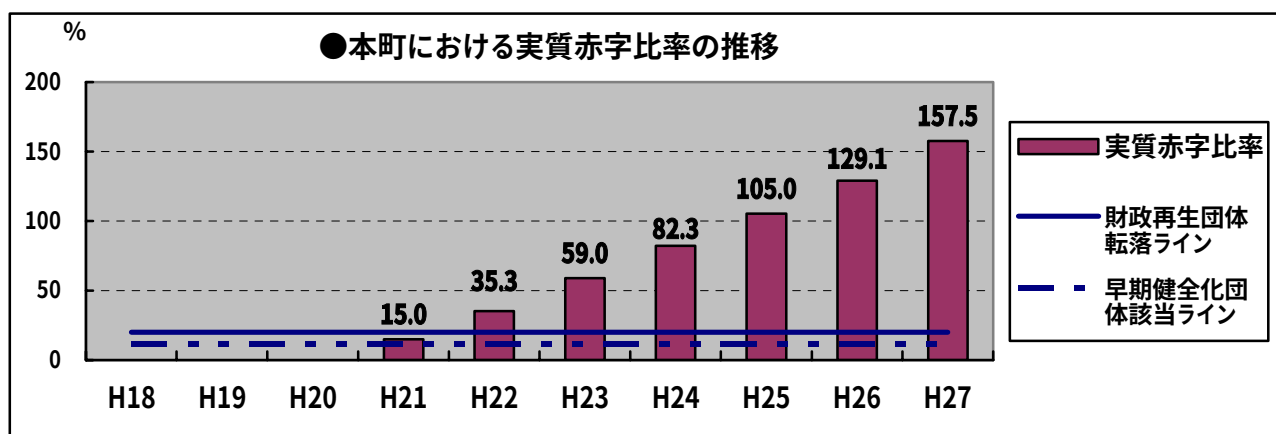
この健全化法は、財政状況を判断する基準となる「健全化判断比率」の公表と、その比率に応じた健全化計画などの策定を義務付け、従来の赤字再建団体に相当する「財政再生団体」への転落を未然に防ぐため、その前段に「早期健全化団体」の基準を設け、早期に是正措置を行うことを目的としています。

健全化判断比率は、次の①実質赤字比率～④将来負担比率までの4つからなり、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないが、また、④将来負担比率を除く、①～③の3つの比率のいずれかが、財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めることになります。

また、上下水道事業などの公営企業の経営の健全化では、⑤資金不足比率が設定されており、経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画を定めることになります。

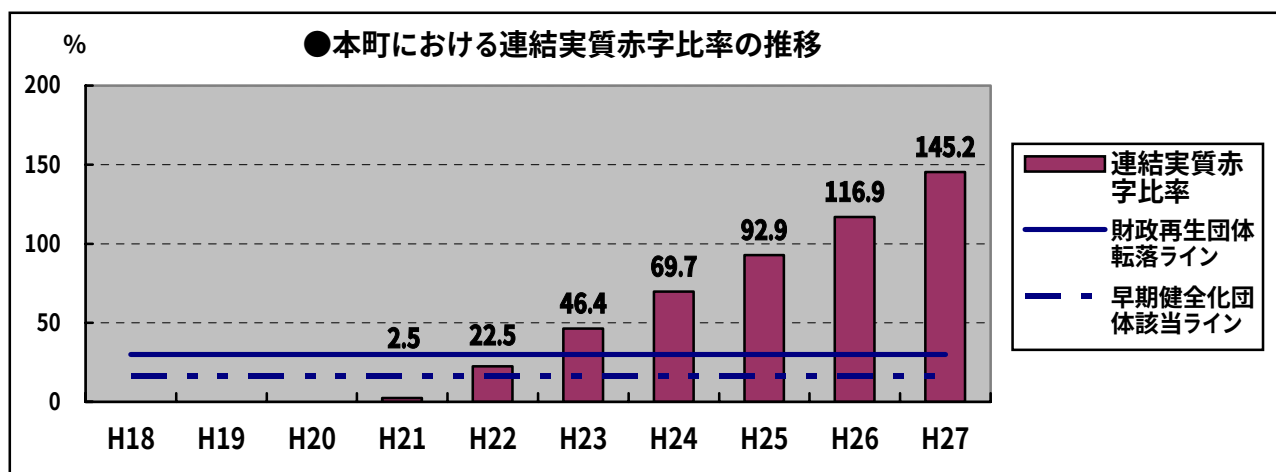
①実質赤字比率

一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模（注①-P12）に対する比率で、市町村における早期健全化基準は、財政規模に応じて11.25%～15%となっています。また、財政再生基準は現行再建法と同様の20%となっています。



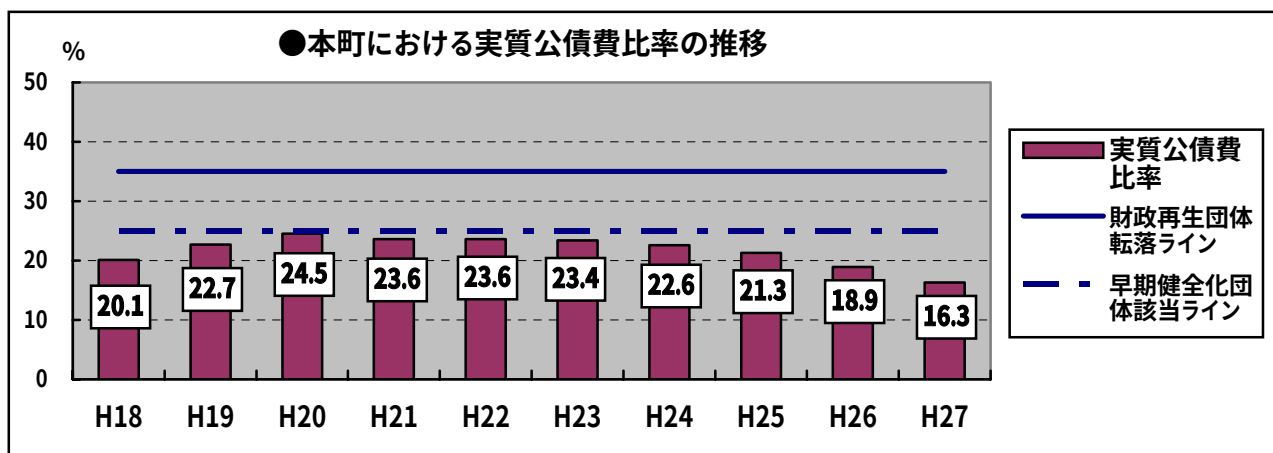
②連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率で、市町村における早期健全化基準は、財政規模に応じて16.25%～20%となっています。また、財政再生基準は30%となっています。



③実質公債費比率

一般会計が負担する公債費に、上下水道事業などの公営企業や一部事務組合などの元利償還金に充てる一般会計からの繰出金および負担金などを加えた経費の標準財政規模に対する比率で、市町村における早期健全化基準は25%となっています。また、財政再生基準は35%となっています。



④将来負担比率

一般会計などの地方債現在高、上下水道事業などの公営企業や一部事務組合などの元利償還金に充てる一般会計からの繰入見込額、地方公社の負債額、全職員の退職手当支給予定額など、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、市町村の早期健全化基準は350%となっていますが、比率の計算方法の詳細については、今のところ示されておりません。

⑤公営企業における「資金不足比率」

公営企業における資金不足額(一般会計などの実質赤字に相当する額)の営業収益などに対する比率で、市町村における経営健全化基準(早期健全化基準に相当する基準)は20%となっています。

本町の場合、このままでは、③実質公債費比率においては早期健全化ならびに財政再生団体への転落は免れるものの、①実質赤字比率では平成21年度に「早期健全化団体」に該当し、翌平成22年度には「財政再生団体」となります。同様に、②連結実質赤字比率においても、平成23年度には財政再生基準を上回ることになります。(※④将来負担比率は計算方法が未定)

「財政再生団体」に転落した場合は、国の管理下のもと「職員数の削減」「給与の見直し」「公営住宅家賃などの値上げ」「公共料金の値上げ」「各種行政サービスの廃止、縮減」など、再建期間中、徹底した経費の削減と収入の確保が義務付けられます。当然、予算は町独自では組めず、常に国と協議をしなければならず、突発的な事態に対応することができずに住民サービスの極度の低下を招くことになり、自主的な行財政運営ができない、いわば「地方自治の放棄」とも言うべき事態に陥ります。

「早期健全化団体」についても、国の管理下には置かれないものの、自主的な改善努力を定める健全化計画に基づき、同様の厳しい改革が必要となります。

なお、上下水道などの公営企業においては、一般会計などからの繰入金等により、現在のところ資金不足額は生じる見込みはなく、⑤資金不足比率は発生しませんが、平成22年度の財政再生団体転落により、一般会計などからの繰入が困難となり、経営健全化団体となることが予想されます。

(注①) 標準財政規模 (P11)

地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源(地方税・地方譲与税や地方交付税など)の規模を示す数値